

飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

サリノマイシンナトリウムは、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、昭和 53 年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定されたポリエーテル系の抗生物質である。現在、鶏（50g 力価/t）及び牛（15g 力価/t）を対象とする飼料への使用が認められている。

サリノマイシンナトリウム（その 2）ア製造用原体（その 1）の製造の方法の基準では、固結防止のため、質量の 3 % 以内の割合で軽質無水ケイ酸を加えることが可能となっている。今般、以下の要望があった。

- ・ 軽質無水ケイ酸の添加上限について、3 % では固結防止の効果が不十分であるため 12 % へ変更。
- ・ 安定供給及び製造コストの軽減を目的として、軽質無水ケイ酸と同様の効果を有するケイ酸及び無水ケイ酸も使用できるようにする（*）。
- ・ 上記の変更に伴い、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の基準値を変更。

* ケイ酸及び無水ケイ酸は、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものとして評価されている（平成 24 年 4 月 5 日府食第 342 号）。

2. 改正の概要

飼料添加物サリノマイシンナトリウム（その 2）ア製造用原体（その 1）の製造の方法の基準について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるように追加し、それらの添加上限を 12 % へ変更する。また、それに伴い、成分規格のうち、強熱残分及び粗脂肪の値を変更する。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の改正等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得る。また、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の手続を進める。